

三 監 第 4 3 号
令和 4 年 1 2 月 1 3 日

三 島 市 長 豊 岡 武 士 様
三 島 市 議 会 議 長 川 原 章 寛 様

三島市監査委員 今 井 信 義

三島市監査委員 大 房 正 治

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定により、令和4年度定期監査（第2号）を実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり報告します。

記

1 監査の対象

健康推進部 健幸政策戦略室、保険年金課、健康づくり課、
スポーツ推進課、地域包括ケア推進課、介護保険課

2 監査の期間

令和4年10月31日から令和4年11月15日まで

3 監査の方法

監査対象部課等において執行された事務事業について、あらかじめ提出された監査資料に基づき審査するとともに事情聴取を行った。

なお、委託料の支出事務を各課の主眼項目とした。

4 監査の範囲

令和4年4月1日から令和4年9月30日までの財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査した。

5 監査結果

監査を実施した範囲については、関係法令等に準拠しており、適正に処理されているものと認めた。

当該監査結果における指摘事項及び意見・要望は、次のとおりである。

(1) 共通事項

【指摘事項】

【意見・要望】

令和4年度定期監査全日程終了後に、別途報告する。

(2) 個別事項

ア 健幸政策戦略室

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

- ① スマートウェルネスみしま推進事業における、「みしまタニタ健康くらぶ」から健幸アプリ「KENPOS」への移行については、既存会員に対するフォローに注力しスムーズな移行となるよう努められたい。また、費用対効果の観点から従来のシステムによる効果を分析及び検証することにより、それら結果に基づく情報を新規のアプリでも活かせるよう検討されたい。

イ 保険年金課

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

- ① 国民健康保険税の県への事業費納付金については、国民健康保険運営基金を活用することにより被保険者の年度間の平準化を図っているところではあるが、基金を必要とする要因を検証する等、中長期的な視野で今後の医療給付費の伸びを予測し、適正規模な税率改正となるよう引き続き検討されたい。

ウ 健康づくり課

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

- ① 新型コロナウイルスワクチン接種に関する事業の委託業務の契約方法については、国からの「緊急の調達が必要となった場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約が可能である。」と示されたことを根拠に随意契約を行っている。当該通知は令和2年の緊急事態宣言発令時下に迅速に対応するための国からの助言であり、現況において未だに緊急性を根拠に随意契約を締結することが適切であるとは言い難い。契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として契約締結の方法に制限を与えている法の主旨を勘案し、個々の契約方法については前年度を踏襲することなく再度検討されたい。

エ スポーツ推進課

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

- ① 少子化等の時代の変化に伴い子ども達のスポーツ環境を見直すことが求められている。スポーツ少年団や中学校部活動については各種スポーツ団体と連携し維持に努めるとともに、地域ぐるみの活動として検討する等、新たな基盤の整備を図られたい。

オ 地域包括ケア推進課

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

- ① 令和3年3月に策定された、第9次三島市高齢者保健福祉計画及び第8期三島市介護保険事業計画に基づき、各分野の関係機関と連携し地域で支え合うネットワークを構築し、高齢者の地域での生活を総合的に支援する取り組みを推進できるよう、引き続き地域包括ケアシステムの強化に努められたい。

カ 介護保険課

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

- ① 令和4年10月から介護報酬改定により「介護職員等ベースアップ等支援加算」が運用され処遇改善がされることから、市としても人材確保に向けた啓発に努め、介護保険事業の円滑運営をサポートし制度の持続可能性を確保されたい。